

議案第 15 号

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立総合医療センターに新たに歯科医師を配置することに伴い、管理監督職勤務上限年齢制の対象から歯科医師を除くこととする等のため改正する。

[内 容]

1 管理監督職勤務上限年齢制に係る歯科医師の除外（第 5 条関係）

病院事業企業職員であって、管理職手当を支給される職にある歯科医師は、管理監督職勤務上限年齢制の対象としないこととする。

2 定年の引上げに関する経過措置に係る規定の整備（附則第 4 項関係）

病院事業の業務に従事する歯科医師の定年（満 65 歳）には、令和 13 年 4 月 1 日までの段階的な定年の引上げに関する経過措置を適用しないこととする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日